

川崎市交通局物件調達に関する仕様等決定委員会設置要綱

平成10年3月25日
9川交庶第1686号

(趣旨)

第1条 この要綱は、交通事業の事業計画における物件等の調達を円滑に推進し、かつ適正を期するため、仕様等決定委員会（以下「委員会」という。）の設置について定めるものとする。

(委員会への諮問)

第2条 局長は、物件等の調達に際し、必要に応じ委員会に諮問することができる。

(所管事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる該当事項について調査・検討する。

(1) 調達しようとする物件の仕様の決定又は機種等の決定

(2) その他委員会において、調査・検討する必要があると認めた事項

2 前項第1号に規定する物件の仕様の決定又は機種等の決定に当たっては、正当な理由なく入札等に係る公正な競争参加を制限することのないよう、法令、特に地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)を順守するものとする。

(物件の範囲)

第4条 物件の範囲は、次のとおりとする。

(1) 乗合自動車

(2) コンピュータ類及び複写機等の事務機器

(3) 自動料金収納機及び自動料金精算装置(破損等による補充は除く。)

(4) その他前各号に準ずる物件

2 前項各号に掲げる物件は、その総額又は年額が、川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第26条各号に定める随意契約によることができる場合の限度額の範囲内のものを除く。

(委員会の設置、構成及び所管)

第5条 委員会は、あらかじめ設置する常設委員会と必要の都度設置する随時委員会の2種類とする。

2 常設委員会の名称、構成及び所管は、次のとおりとする。

名 称	委 員 長	委 員	所 管	
乗合自動車 仕様等決定 委員会	自動車部長	庶務課長 経営企画課長 管理課長 運輸課長 塩浜営業所長	乗合自動車の仕様又は機種の 決定	
事務機器仕 様等決定委 員会	庶務課長	経営企画課長 管理課長 運輸課長	本局に配置 する	コンピュータ類及 び複写機等事務機 器の仕様又は機種
	管理課長	庶務課長 経営企画課長 当該の営業所長	営業所に配 置する	の決定(特に重要 な物件を除く。)

3 随時委員会は、必要に応じて局長が設置するものとし、委員長は主管課長(特に重要な物件については主管部長)をもって当て、委員は関連する課長職、係長職及び係員のうちから委員長が選任する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長を務める。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴取することができる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会において結論に達したときは、その経過及び決定事項を文書で局長に報告しなければならない。

2 局長は、物件の調達に当たり前項による報告を尊重しなければならない。

3 局長は、報告の内容が十分でないと認めたととき又は第3条第2項に違背するおそれがあると認めたとときは、委員会に再度諮問することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、主管課において処理する。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(川崎市交通局物件調達に関する業者等選定委員会設置要綱の廃止)

2 この要綱の発行をもって川崎市交通局物件調達に関する業者等選定委員会設置要綱(63川交庶第1317号)は廃止する。

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。